

厚木市ヤングケアラーの
早期発見・支援に関するマニュアル
(支援者向け)



厚木市マスコットキャラクター

あゆかわちゃん

厚 木 市

目次

- 1 はじめに
- 2 ヤングケアラーとは
- 3 子どもの権利からみたヤングケアラーについて
- 4 ヤングケアラー・コーディネーターの役割について
- 5 ヤングケアラーの早期発見方法
- 6 ヤングケアラーの支援方法
- 7 ヤングケアラー発見のためのフローチャート
- 8 参考文献など

1 はじめに

少子化や高齢化が進み、働き方や家族形態が変化する中で、近年、家事や家族の世話などをする子ども、いわゆるヤングケアラーに関する問題が、社会的な課題として浮き彫りになっています。

ヤングケアラーは、本来担うべきではない責任や負担を背負うことで、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。友人と遊ぶことができない、勉強する時間が足りない、睡眠が十分にとれないといったものから、ケアのことを誰にも話すことができず孤独を感じる、ケアにストレスを感じるといったものまで、子ども本人の心身に大きな負担がかかります。

ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいい」と気付き、子どもが子どもとしての時間を過ごすことが大切です。

子どもが子どもとしての時間を過ごせるよう、子ども自身の権利が守られることを目的に、ヤングケアラーとその家庭を支えるための「早期発見・支援マニュアル」を作成しました。

ヤングケアラーを早期に発見し、支援するにあたっての一助として、本マニュアルを御活用いただければ幸いです。

2 ヤングケアラーとは

令和6年6月に『子ども・若者育成推進法』の改正があり、同法の基本理念を定めた第2条第7号において、そのこども・若者の意思を十分尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下、「ヤングケアラー」という。）が明記されました。

ヤングケアラーの定義中の「過度に」について、こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な遊びや勉強等の時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであることとされています。

ヤングケアラーがしている「家族の日常生活上の世話」としては、介護に加え、食事の準備、掃除、洗濯といった家事や、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートなどが挙げられます。

ヤングケアラーが行うケアとして、具体的には、次のものが想定されます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家庭の中で、保護者の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスがとれている状態から、家族が病気になったり、介護が必要になったことなどによりケアニーズが増えたり、例えば親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になったりすると、そのバランスが崩れます。

そのバランスをとるために必要となるサポートを親族等や公的なサービスから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、子どもが家族のケアニーズを支える側にまわり、バランスをとるという状況が発生します。

一度この状態になってしまうと、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムとなってしまうのです。

子どもの年齢によっては、自身や家族の置かれている状況が理解できない可能性があり、世話をするのが当たり前と考えてしまい、たとえ大変な負担となっていたとしても、自ら周囲へ相談することが難しくなってしまうことが考えられます。

厚木市が令和4年度に行った実態調査においても、「世話をしている家族がいる」と回答した小学6年生が11.4%、中学2年生が7.9%と、全国調査よりも高い割合となっています。

まずは、周囲の大人が子どもの置かれた状況に気づき、声をかけることから支援が始まります。

3 子どもの権利からみたヤングケアラーについて

ヤングケアラーと思われる子どもに気付くためには、「2 ヤングケアラーとは」にあるような状況のほか、「子どもの権利条約」に定められた権利が侵害されている可能性があるかといった視点も重要です。

権利の侵害までには至らなくても、そのような兆候を感じた場合は、子ども自身や家族の状況をよく確認し、子どもの気持ちに気を配りましょう。

【子どもの権利条約からみた、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】 （「日本ユニセフ協会抄訳から抜粋：条項順）

第3条 子どもにもっともよいことを 第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第6条 生きる権利・育つ権利 第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第12条 意見を表す権利 第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 
第13条 表現の自由 第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第24条 健康・医療への権利 第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 	第26条 社会保障を受ける権利 第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 

第 27 条 生活水準の確保 第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第 28 条 教育を受ける権利 第28条【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 	第 31 条 休み、遊ぶ権利 第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利もっています。 
第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護 第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 	第 36 条 あらゆる搾取からの保護 第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 	

4 ヤングケアラー・コーディネーターの役割について

ヤングケアラー・コーディネーターは、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職です。

そのため、ヤングケアラー・コーディネーターには、ヤングケアラーについての知識だけでなく、児童福祉、障がい福祉、生活福祉、高齢福祉、医療・看護、保健、教育、地域など、多岐にわたる知識や理解、そして各分野の関係機関との連携も求められます。

厚木市では、令和5年4月から、ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しています。

ヤングケアラー・コーディネーターが行う業務は次のとおりです。

【ヤングケアラー・コーディネーターが行う業務】

○相談支援・助言

ヤングケアラー本人や家族からの相談だけでなく、関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスのほか必要な支援につなげる。

○関係機関等への研修

関係機関等を対象に、ヤングケアラーの支援に関する研修等を実施する。

○支援者団体との連携

支援が必要とされるヤングケアラーについて、学校に通えていない、または家族以外とのつながりがないなどの場合も含め、子ども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体とも連携を図る。

○支援体制の構築

ヤングケアラーを支援するための体制の構築を図る。

5 ヤングケアラーの早期発見方法

「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識しておくことが早期発見には大切です。また、ヤングケアラーは、ケアの負担の大きさから、子ども本人の様子、家庭状況や生活状況に変化が見られることが考えられます。

その変化に周りの人がいち早く気づくことで、ヤングケアラーの早期発見につながります。現在の様子のみを見るだけではなく、これまでと比べて変化しているか（増減しているか）に着目する必要があります。

子どもや家庭に表れている変化には次のようなものがあります。

〈表れている変化（例）〉

- ☐ 本人の健康に問題はなさそうだが、欠席が多い、不登校である。
 - ☐ 遅刻や早退が多い。
 - ☐ 保健室で過ごしていることが多い。
 - ☐ これまで提出してきた宿題をやってこなくなった。
 - ☐ 表情が乏しくなった、暗くなった。
 - ☐ 忘れ物が増えた。
 - ☐ 給食費や教材費などの校納金の支払いが遅れたり、滞納したりするようになった。
 - ☐ 本来、学校に行っていると思われる時間に学校以外で見かけることが増えた。
 - ☐ クラスメイトや友人との関わりが減った。
 - ☐ アルバイトを行う理由が家族のためである。
 - ☐ 家族の介助やきょうだいの送迎などをする姿をよく見かける。
-

※詳しくは、(別表)「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートをご参照ください。

6 ヤングケアラーの支援方法

ヤングケアラーを支援するためには、子どもや家庭の変化に気付き、その変化が起きた要因（きっかけ）を確認することから始まります。

調査研究にある子どもの意見には、例えば次のようなものがあります（意見は各種調査報告等から抜粋。当課調査については、「市調査」と記載。）。

子どもの意見から、支援を考えてみましょう。

子どもの意見（抜粋）
① 学校生活での変化を確認できたら ・睡眠時間も削られてしまうこともあり、授業中眠くなったり、集中が切れたりすることがよくあるので、気軽に先生方に勉強の仕方や分からないところを質問できるような環境が欲しい。 →まずは、その変化理由を本人から聞き取り、ケアによる負担の影響か確認しましょう。
② 子どもが自分の状況を先生に話したいと思っていたら ・学校で、もっと先生と本音で話せる機会がほしい。 ・ヤングケアラーにとって、学校は憩いの場である。もっと個人面談を行ってほしい。 ・自分の悩みを他の人に話せない人もいます。一人で抱え込んだり、それで孤独を感じたりしてしまいます。自ら言い出すことが難しいので、聞いてあげて下さい。「大丈夫？」の一言で、安心する人もいます。そういった環境作りを、続けてほしいと思います。（市調査） →子どもに気になる様子が見られましたら、子どもに声をかけたり、話を聞く場を設けたりして、状況を確認しましょう。
③ ヤングケアラーへの意識 ・先生や他の人がそのこと（ヤングケアラーのこと）にすぐ気づいてあげる。（市調査） →「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識しておきましょう。
④ 先生以外の相談の場について ・スクールカウンセラーは子どもが誰でも行けるように行きやすい教室にいて欲しい。なにより、理解して欲しい。 →相談がしやすい環境づくりを心がけましょう。

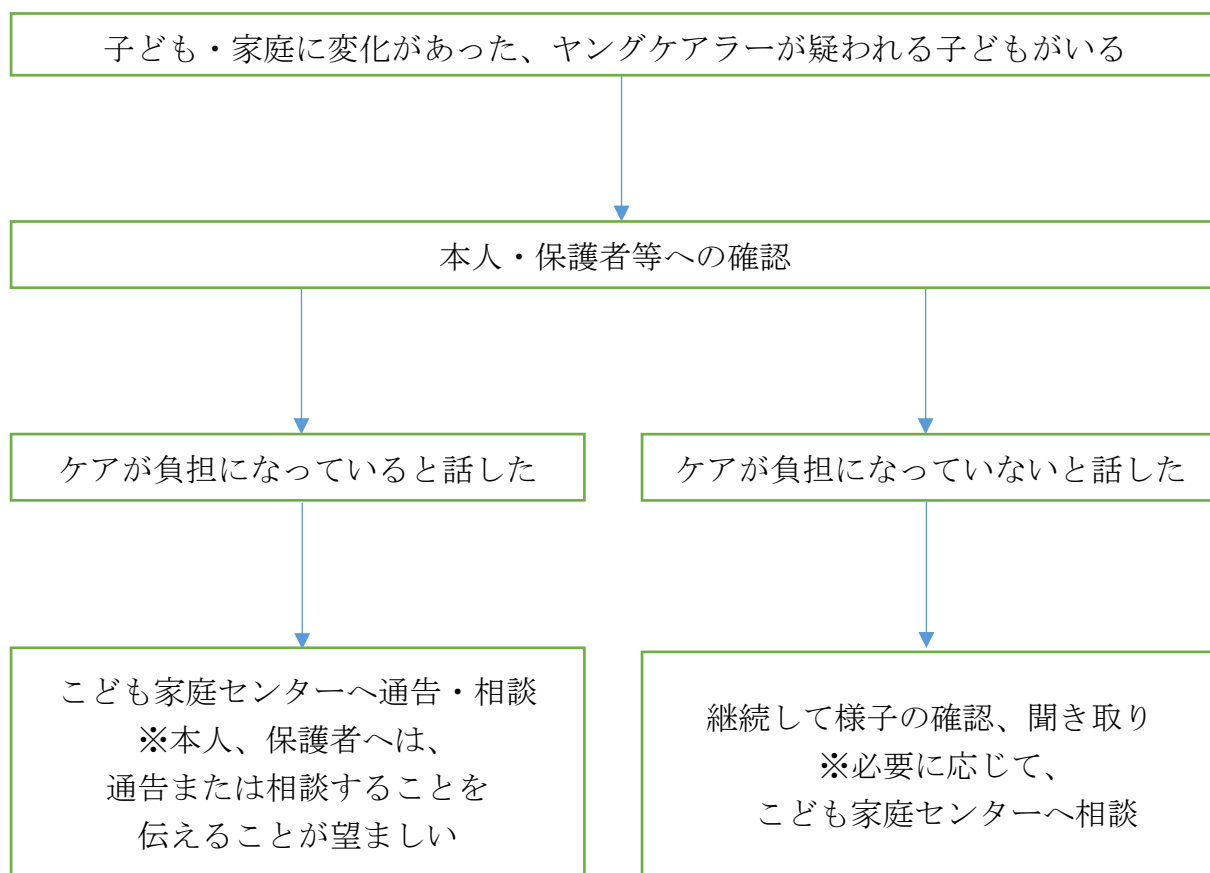
⑤ ヤングケアラーが疑われる子どもを次の支援につなげるために

- ・ 私たちに一番身近な「家族以外の大人」は学校の先生だから、先生に相談したら行政などへ連携して、必要なケアをしてあげてほしい。
- 相談を受けたら、その思いに寄り添って受け止めましょう。必要に応じて、こども家庭センターへ通告・相談しましょう。

⑥ ヤングケアラーが思っていることから考える

- ・ 母が中学まで作ってくれていた晩ご飯を作ってくれなくなったり、食事の買い物をしてくれなくなったりした。きょうだいと協力して家事をしている。母親ってどこまでするのが世間一般的な常識なのだろうかと思ったが、世間の母親像が見えないので、これは母親の仕事なのかそうでないのかが、いまいち今も分からない。家庭内は見えづらいので支援ってどうやってやるのかがいまいち掴めない。
- 家庭内のことだから見えないとあきらめるのではなく、支援者が小さな変化でも敏感にキャッチし、そこから支援に向けて対応を始めるのが重要です。また、すぐに解決できると限らないことを理解しつつも、改善に向けて関係機関が協力することが求められます。

7 ヤングケアラー発見から支援へつなぐためのフローチャート



◎ヤングケアラーに関する連絡先

連絡先	相談・通告別	電話番号	受付時間
厚木市 こども家庭センター	相談者向け (相談ダイヤル)	046-221-0181	平日 9:00～17:00
	支援者向け (通告先)	046-225-2244	平日 8:30～17:15

8 参考文献など

- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート）（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）
- ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究（株式会社日本総合研究所）
- ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）
- ・多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～（有限責任監査法人トーマツ）
- ・令和4年度厚木市児童・生徒の生活実態に関するアンケート調査報告書（厚木市）
- ・東京都ヤングケアラー支援マニュアル（東京都）
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について（子発 0331 第 18 号令和 4 年 3 月 31 日付厚生労働省子ども家庭局長通知）
- ・「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（別表）

(別表)「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

0. 子ども本人の基本情報		要対協登録 種別	
性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ その他 ()		
年齢	() 歳		

初回作成日	年 月 日
最終更新日	

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

④健康に生きる権利	
☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
☐ 精神的な不安定さがある	★
☐ 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりをする)	★

(その他の気になる点)

☐ 表情が乏しい	
☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている	
☐ 将来に対する不安や悩みを口にしている	
☐ 極端に痩せている、痩せてきた	
☐ 極端に太っている、太ってきた	
☐ 生活リズムが整っていない	
☐ 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)	
☐ 予防接種を受けていない	
☐ 虫歯が多い	
☐	
☐	
☐	

②教育を受ける権利	
☐ 欠席が多い、不登校	★
☐ 遅刻や早退が多い	★
☐ 保健室で過ごしていることが多い	★
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点)	
☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
☐ 学力が低下している	
☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
☐ 学校 (部活含む) に必要なものを用意してもらえない	
☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくるが多い	
☐ 部活に入っていない、休みが多い	
☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
☐ 校納金が遅れる。未払い	
☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
☐ 高校に在籍していない	

③子どもらしく過ごせる権利	
☐ 幼稚園や保育園に通園していない	★
☐ 生活のために (家庭の事情により) 就職している	★
☐ 生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている	★
☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける	★

(その他の気になる点)

☐ 子どもだけの姿をよく見かける	
☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
☐ 子どもと遊んでいる姿をあまり見かけない	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

④家族構成 (同居している家族)	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい () 人	☐ その他 ()

②サポートが必要な家族の有無とその状況	
☐ 特にない	
☐ 高齢	☐ 幼いきょうだいが多い
☐ 障害がある	☐ 親が多忙
☐ 疾病がある	☐ 経済的に苦しい
☐ 精神疾患 (疑い含む) がある	☐ 生活能力・養育力が低い
☐ 日本語が不自由	☐ その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
☐ 特にない	
☐ 身体的な介護	☐ 生活費の援助
☐ 情緒的な支援※	☐ 通院や外出時の同行
☐ きょうだいの世話	☐ 金銭管理や事務手続き
☐ 家事	☐ 服薬管理・投与
☐ 通訳 (日本語・手話)	☐ その他 ()

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、
自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもによって過大に負担になることなどを含みます

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい	☐ 家族全体
☐ その他 ()	☐

②子ども自身がサポートに費やしている時間	
1 日	時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
☐ いる	→ 誰か;
☐ いない	

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
☐ 認識している	
☐ 認識していない	

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話しているか	
☐ 話している	→ 誰に;
☐ 話せていない	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
☐ いる	→ 誰か;
☐ いない	
④子ども本人がどうしたいと思っているか (想い・希望)	

厚木市ヤングケアラーの
早期発見・支援に関するマニュアル
(支援者向け)

令和6年3月発行（初版）
令和6年4月改訂（第2版）
令和6年9月改訂（第3版）

厚木市健康こどもみらい部こども家庭センター